

## 誓約書 (国立国際医療研究所客員研究員)

国立健康危機管理研究機構

国立国際医療研究所

研究所長 満屋 裕明 殿

私は、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）国立国際医療研究所（以下「研究所」という。）において、国立国際医療研究所・臨床研究センター等客員研究員細則に定める客員研究員（以下「研究所客員研究員」という。）として「研究所における研究、実習等（以下「研究等」という。）」に従事するにあたり、下記の条項を厳守することを誓約します。

### 記

#### (秘密保持)

第1条 私は、研究等に従事するにあたり、機構から私に開示された次の各号に該当する一切の情報（以下「本秘密情報」という。）について厳に秘密を保持するものとし、事前に機構の書面（メール等の電子的通信手段によるものを含む。以下同じ。）による承諾を得た場合を除き、本秘密情報を第三者に開示又は提供しません。

- (1) 秘密である旨の表示が明記された資料（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物）に記録された情報
- (2) 口頭又は視覚的方法により開示され、且つ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で提示された情報

2 本秘密情報を知る必要のある最低限の者以外に、本秘密情報を開示しません。

3 前二項に従い本秘密情報を開示する場合は、開示する相手に対し、その在職中及び退職後においても、本誓約書と同等の秘密保持義務を厳守させるよう措置します。

4 次のいずれかに該当する情報については、本秘密情報の対象外として扱います。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に私が保有していたことを書面により証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、私の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく、適正な手段により取得したことを書面により証明できる情報
- (5) 機構から開示された情報によることなく独自に開発、取得していたことを書面により証明できる情報

#### (目的外使用の禁止)

第2条 本秘密情報（前条第4項に該当するものを除く。）を、研究等に必要な目的以外には使用しません。

（複写・複製の禁止）

第3条 機構からの事前の書面による承諾なしに、本秘密情報を複写又は複製しません。

（外部への持ち出し禁止）

第4条 機構で開発、作製された研究材料等の成果物及び実験ノート、並びに機構が管理する研究資金で調達された研究資材の一切について、機構からの事前の書面による承諾なしに、外部へ移管しません。

（知的財産権）

第5条 研究所客員研究員として研究等に従事した結果、私が発明を成した場合には、国立健康危機管理研究機構職務発明等規程（以下「機構職務発明等規程」という。）に基づき、当該発明に係る自らの特許権及び特許を受ける権利の帰属について機構の決定に従うことに同意します。同様に、考案、意匠、プログラムの著作物、データベースの著作物、ノウハウ及び機構職務発明等規程に定める研究成果物についても、これらに係る自らの権利の帰属について、機構の決定に従うことに同意します。

2 私は、自らの住所、メールアドレス又は電話番号等の連絡先を変更した場合には、前条に定める特許権等の権利化及び維持手続き、並びに機構職務発明等規程に定める実施補償金の支払いに係る手続きを円滑に実施するため、当該連絡先を変更したときから半年以内に機構に届出を行うことに同意します。なお、私が届出を怠ったことにより何らかの不利益を被ったとしても、私は何ら異議を述べないことに同意します。

（研究成果の公表）

第6条 研究所客員研究員として研究等に従事した結果取得した成果について公表を希望する場合には、事前に機構の書面による承諾を得るものとします。

（研究の継続）

第7条 研究所客員研究員の受け入れ期間終了後においても研究等の継続を希望する場合には、事前に機構の書面による承諾を得た上で、共同研究契約の締結等の必要な手続きを行うものとします。

（本秘密情報が記録された資料等の返還・廃棄）

第8条 第14条に定める誓約期間（以下「本誓約期間」という。）において機構から要請があった場合又は本誓約期間の終了後、速やかに、本秘密情報が記録された資料等（その複写物及び複製物を含む。）を、機構の指示に従い、返還又は廃棄若しくは消去します。

2 研究所客員研究員の受け入れ期間終了後においても研究等の継続のために本秘密情報が記録された資料等の保有が必要となる場合には、研究所客員研究員の受け入れ期間の終了時まで、機

構が必要と認める書類を提出の上、機構からの事前の書面による承諾を得るものとします。

(自らが所属する他の機関における手続)

第9条 研究所客員研究員として研究等に従事するにあたり、他に所属する機関（以下「他の所属機関」という。）がある場合には、他の所属機関における規程等に優先して、本誓約書に定める義務を遵守することに同意します。なお、本誓約書の定める義務を優先して遵守するにあたり、他の所属機関において必要となる手続き等がある場合には、自己の責任において予め当該手続き等を行い、本誓約書に定める義務の遵守に不備が生じないようにします。

(法令等の遵守)

第10条 本誓約書に定める義務のほか、当該義務に係る日本国内で適用される法令、規制及びガイドライン並びに機構の規程等も遵守します。

(安全保障輸出管理)

第11条 私 は、本誓約書に従い機構から提供される貨物又は技術について輸出又は非居住者への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等を遵守の上、必要な手続を行うものとします。

2 私 は、本誓約書に従い機構から提出、支給又は貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計、製造、使用及び保管等の目的に使用せず、且つ当該目的に使用されることが判明している又は疑いがある場合には直接、間接を問わず輸出又は非居住者への提供を行わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第12条 私 は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、且つ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- (3) その他前各号に準ずる者

2 私 は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を機構に対して行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第13条 本誓約書に定める義務に違反して機構に損害を与えた場合、その損害について賠償します。

(誓約期間)

第14条 本誓約書に定める義務について、本誓約書署名日より起算して5年間遵守します。

2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定は誓約期間終了後もなお5年間、第5条、第6条、第7条、第8条第1項、第11条、第12条第2項、第13条及び本項の規定は対象となる事項が消滅するまで有効であることに同意します。

(言語)

第15条 本誓約書は日本語版(国立国際医療研究所用客員研究員誓約書)が正本であり、英語翻訳版(For Research Institute Visiting Researcher use, English Version)は参考として作成されたものである。日本語版(別紙様式8)と英語翻訳版(For Research Institute Visiting Researcher use, English Version)の間に不一致がある場合、いかなる場合においても日本語版(国立国際医療研究所用客員研究員誓約書)を優先するものとする。

(協議)

第16条 本誓約書に定めのない事項が生じたときは、誠意をもって機構と協議し、解決を図ります。

以上

年 月 日

所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (署名：自筆サイン)

年 月 日

所属(研究部門長)： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (署名：自筆サイン)